

【平成30年という歴史的な一年】

川越市は「川合市政を閉幕」し、新たな時代の幕を開けよ！

「小江戸だけに、旧習になじむかのようですね。」

新たな年を迎えた正月三が日早々、本紙へ年賀の挨拶に来た都内のある文化人がそう漏らした。昨年未まで、ごたついた川越市議会の惨状についての、本紙記事を一読されての感想であった。

「旧習」とは「古いならわし」という意味だが、同氏は小江戸たる川越の歴史に皮肉を込めて、市長が二代に渡って弁護士資格を有しても、前市長は市政発展に全知傾けずに終止符を打った。現市長に至っては、度量狭く独善的で市政の失策を重ねても御当地自民党市議たちは、市長の失策に言及しないという川越市の古い悪習を皮肉ったのである。

市外有識者も評価する山木綾子市議の言及

一方で同氏は、川合市政追撃の最前線・小林薫市議／片野広隆市議／柿田有一市議に拍手を送ると同時に、民進党の山木綾子市議を評価していた。

「先月の一般質問での山木綾子市議は、冷静・的確に川合市政を追及しておられる。こういう女性政治家こそ〃市民の期待の星〃になるのでは？」と指摘した。

なるほど、総じて男権社会という保守体質にあり続ける日本の政界、それも地方自治体では議会においても権力構造を打ち壊すような新風は、そう簡単に吹くものではないだろう。男権社会だけに、その「男権」が守られるからである。

ある意味では、自民党市議らが川合市政<川合善明市長>に辞職を迫るような厳しい言及が出来ない理由も、日本的な「組織防衛」の観点からは当然であると党派の長が独善的に市長追及を押し付けているからだ。

斯様な己の意見に固執するリーダーが統べる党派には「市政の刷新」など期待できない。典型的とも言える男権勢力の多い川越市議会において山木綾子市議は、先

の議会において女性市議の存在感を知的に示したのだ。女性はもともと男権社会からは軽視されがちな立場を強いられることも少なくない。

昨年、全国を吹き荒れた「小池百合子旋風」は、そうした日本のあまりにも古い男権構造の政界を、ひとりの女性政治家が振り回す光景が有権者の眼には痛快でさえあったからだろう。

結果、小池都知事は新風を急ぎ過ぎての暴風雨となり、短くも華やかな劇場の幕を閉じたわけだが、彼女が男権政界に女性議員台頭の風穴を開けた行為は高く評価したい。彼女が女性政治家であることが国民の政界改革への大きな期待を寄せた要因のひとつであることは間違いないからだ。

全国自治体共有の水害対策マニュアルも無視した川合善明市長

先月（昨年12月）の市議会一般質問の中で、山木綾子市議が触れた「水害サミット」とは全国自治体首長が水害対策を共有する為に毎年開催する会議のことで、ここで取り纏められた「水害対策マニュアル」は一般にも公開されている。

山木市議は、川合善明市長に対して「水害サミットを理解しているのか？」と質問したに等しい内容だったが、これに対する川合市長の回答は呆れるばかりの倒錯答弁だった。

—質疑—

水害サミットの中に11項目にわたって、災害時にトップがなすべきことが記入されている。今回の災害で市長の立場として何が出来て、何が出来なかったか。

—市長答弁—

災害時にトップがなすべきことの項目の中に、「住民の苦しみや悲しみを理解し、トップはよく理解していることを伝えること」とあるが、被災された方々との直接の情報交換が遅れてしまったことが反省すべき点であると考え。

そもそも「水害サミット」の指針では、災害時に首長のなすべきことが下記のように記載されている。

○危機管理においては、トップである市町村長が全責任を負う覚悟をもって陣頭指揮を執る。

最も重要なことは、

① 駆けつける

② 体制をつくる

③ 状況を把握する

④ 目標・対策について判断（意思決定）する

⑤ 住民に呼びかける

の5点である。

ところが川合市長は「被災された方々との直接の情報交換が遅れてしまったことが反省すべき点」だとするだけで、いわゆる「水害サミット・マニュアル」の災害時に自治体トップが執るべき最優先課題上位5つの、どれひとつ実行していなかったことを言下に認めたも同然の回答を議会で示したのである。

議会という場は一般市民の権利が代弁される重要な機会である一方、時にもどかしくもある。法や条例に基づく市政運営についての議論を交わす場では「なんで、こんな単純なことも判ってないのだ。バカヤローが！」とは、なかなか言えない時代でもある。

だがこの山木綾子市議の一般質問は「水害サミット」の指針を引用することによって、冷静沈着な語り口ながら全国自治体首長が共有する水害対策について川合市長が、何一つ理解も実行もしていない名ばかりのトップであることを理知的に暴露して見せたも同然の見事な言及であった。

<参考までに水害サミットでの「他の記述」も下記に引用して紹介しておこう。>

1.命を守る

「命を守る」ということを最優先し、避難勧告を躊躇してはならない。

2.判断の遅れは命取り

判断の遅れは命取りになる。何よりもまず、トップとして判断を早くすること。

3.逃げない人を逃げる気にさせる

人は逃げないものであることを知っておくこと。人間の心には、自分に迫りくる危険を過小に評価して、心の平穏を保とうとする強い働きがある。災害の実態においても心理学の実態においても、人は逃げ遅れている。

避難勧告のタイミングはもちろん重要だが、危険情報を随時流し、緊迫感をもった言葉で語る等、逃げない傾向を持つ人を逃げる気にさせる技を身につけることはもっと重要である。

4.ボランティアセンターをすぐに立ち上げる

ボランティアセンターを直ぐに立ち上げること。ボランティアは単なる労働力ではない。ボランティアが入ってくることで、被災者も勇気づけられ町が明るくなる。

5.マスコミ等を通じて住民の前に姿を見せ、被災者を励ます

トップはマスコミ等を通じて、できる限り住民の前に姿を見せ「市役所（町村役場）も全力をあげている」ことを伝え、被災者を励ますこと。

自衛隊や消防の応援隊がやってきたこと等をいち早く伝えることで、住民が平静さを取り戻すこともある。住民はトップを見ている。

6.被災者の心を慰め、連帯感を強める

住民の苦しみや悲しみを理解し、トップはよく理解していることを伝えること。苦しみと悲しみの共有は、被災者の心を慰めるとともに連帯感を強め、復旧のばねになる。

7.情報を出し続け、住民を勇気づける

記者会見を毎日定時に行い、情報を出し続けること。情報を隠さないこと。マスコミは時として厄介であるし仕事の邪魔になることもあるが、情報発信は支援の獲得につながる。明るいニュースは、住民を勇気づける。

8.大量のごみの広い仮置き場をすぐに手配する

大量のごみが出てくる。広い仮置き場をすぐに手配すること。畳・家電製品・タイヤ等、市民に極力分別を求めること（事後の処理が早く済む）。

9.お金のことは心配するな

お金のことは後で何とかなる。住民を救うために必要なことは果敢に実行すべきである。とりわけ、災害発生直後には職員に対して「お金のことは心配するな。市長（町村長）が何とかする。やるべきことはすべてやれ」と見えを切ることも必要。

10.視察は嫌がらずに受け入れる

忙しくても視察は嫌がらずに受け入れること。現場を見た人たちは必ず味方になってくれる。

11.人々へ感謝の言葉を伝え続ける

応援・救援に来てくれた人々へ感謝の言葉を伝え続けること。
職員も被災者である。職員とその家族への感謝も伝えること。

出典／防災・減災・復旧 被災地からおくるノウハウ集（改訂版）水害サミットより

いかがだろうか？特に「11項」にある「人々への感謝の言葉」など、川合善明市長の口から、誰か聞いたことはあるのだろうか？

また「9項」に至っては、川合市長のそれ以前に、「水害サミット」に記載されているこれらの行動指針は、これがサミットでなくとも、会社や組織の責任者であれ

ば誰でも普通に理解し、実践することである。どこの企業に、台風で社屋や社員の自宅に浸水被害が出ているときに自宅待機でのんびりしている社長がいるのか。あるいは私営企業であれば、代表者のポリシーとして、そのような理も情もない態度が見逃されることもあるかもしれない。

だが、川合善明氏は川越市民のために働かなければならない自治体首長である（辛うじて肩書きだけは）。非常時に庁舎に駆けつけるべきことは言うまでもなく公人としての常識であり義務だ。それがまるで「おれの自治体だから、おれの一存」とでも言うような振る舞いを「不適切ではなかった」の一点張りで、市民の声である市議らの言及を無視黙殺し、平然としていられるのだから、普通に考えて、このような人物が市長職に居続けられていること自体「川越市の恥」ではないのか。

本年は平成30年という大きな節目でもある。諸氏もご存知の通り来年には天皇陛下の御退位に伴い元号も改まる。実質的には今年が「平成最後の年」なのだ。

この大きな転機に川越市民も決起した。本紙既報の通り、先月提出された住民監査請求を契機に、大根役者がデタラメな芝居で舞い上がってきた「川合劇場」も市民の手で、いよいよ閉幕の時を迎えるだろう。

そして川越市民は新たな元号と同時に、新しく誇りある川越市政を市民の手に取り戻さなければならない。

平成 29 年第 9 回定例会一般質問(12 月定例会)

(12 月 8 日～12 月 13 日)

小林薫市議

質疑

市長は台風 21 号接近・上陸の日に選挙事務所で万歳をし、更にその後、自宅で待機しテレビを見て仮眠をした後、23 日の 11 時半頃登庁した。その行動について「不適切な対応ではなかったのか」という質疑に対し、市長は「不適切ではなかった」と答弁した。市長は「24 日の夕方に寺尾地区の水害をインターネットで知った」と新聞発表までしたが、1 か月余り経過した本定例会において、「24 日の午後知った」と変わってしまった。

また市長は国や県に要望するため移動していた車中で寺尾地区の水害を知ったということである。そこで聞いた話だが、水害対応のために市長は 10 月 24 日、国と県に行っていたというが、誰と何処に何をしに行ったのか。

市長答弁

10 月 24 日の公務について「新川越越生線建設促進期成同盟会」を構成する川越市及び坂戸市・鶴ヶ島市・毛呂山町・越生町の 3 市 2 町の首長が共同して、一年に一度実施している国と県に対する要望活動を行った。

具体的には、まず、さいたま市の別所沼会館にて埼玉県知事へ、その後、場所を移して同市内にある国土交通省関東地方整備局にて局長へ、新川越越生線の早期整備に向けた道路建設の促進について要望を行った。

質疑

江川流域都市下水路の流域に生じた内水滞留による浸水被害の原因について検証する第3者委員会は、いつ、どのような委員構成で立ち上げるのか。

市長答弁

第3者委員会の立ち上げの時期は、ふじみ野市との協議が整い次第、可能な限り早急に立ち上げたいと考える。また委員構成は、学識経験者や国・県の行政機関関係者から河川・下水道及び治水などに関して、専門的な知識や経験を有している者により構成することでふじみ野市と協議を進めているところである。

質疑

台風21号が接近している10月22日夜、選挙事務所で万歳していた議員は誰なのか。

市長答弁

中野県議が居たことは記憶しているが、その他に関しては議員がいたかどうかは記憶にはない。

質疑

10月24日に台風21号の水害における陳情・要望で県や国に行ったことは、手回しの良い対応と思っていたが、一年に一度実施している全く関係のない要望であった。また要望に行く途中の車中で寺尾地区の被害を知ったのであれば、さいたま市から戻ってくる途中で寺尾地区に回る事ができたのではないか。

要は、市長は寺尾地区に行く気がなかったということである。このことについて市長の考えを。

市長答弁

10月24日、さいたま市からの帰りに寺尾に行かなかった件については、今議会の市政報告の中で答弁した記憶があるが、今から考えると早急に向かうべきであったと考えている。

質疑

私のところに市民から今回の市長の対応は、「不人情」「おかしい」という意見が寄せられている。22日万歳に同席した市議は、どのように考えているのか。もし市長の対応が「まずい」というのであれば、市民に対して説明する義務がある。

私は議会として、今回の対応について何らかの意思表示・対応を示さないといけないと思う。

私の中では市長に対して「不信任」「辞職勧告」「リコール」等を考えていきたい。心ある方がいれば、御賛同願いたいと考えている。市長は責任をとるために職を辞して市民に謝罪すべきだと考えるが、市長の考えは。

市長答弁

しっかりと今後、このようなことがないように体制を作っていくということで責任を取りたいと考えている。

市議諸氏に向けて発言

台風 21 号の影響で準用河川・古川及び古川排水路の流域で浸水被害が発生している。水田は雨水を一時的に貯留し洪水を防ぐ機能があることは理解するが、排水が 12 時間以上に亘って解消できなかったことで、農家の方が収穫前の時期に台風が襲来したときに、稲作への影響を心配する声が上がっている。

質疑

準用河川・古川及び古川排水路の入間川への樋管（水門）は何か所あるのか。

建設部長答弁

排水樋管は 3 か所設置してある。

1 か所目は古川の下流にある府川地内の山田樋管。2 か所目は古川排水路の下流にある古谷上地内の古谷上樋管。3 か所目は古川排水路の下流管に繋がる古谷上地内にある古谷樋管。

質疑

入間川増水時の樋管の開閉の判断は。

建設部長答弁

国土交通省が入間川に設置している水位観測所の水位を基準とし、各樋管における入間川と住宅地側の水位状況から判断。

質疑

樋管が閉じた場合の各排水機場の入間川への排水能力は。

建設部長答弁

古川排水機場は毎秒 1 m³の排水能力を持つポンプが 2 機設置してあり、合計毎秒 2 m³。古谷上排水機場は毎秒 0.9 m³の排水能力を持つポンプが 2 機、毎秒 6.5 m³の排水能力を持つポンプが 2 機、合計毎秒 14.8 m³。

質疑

自主防災組織に排水ポンプの装備はあるのか。また配備の必要性についての市の考えは。

危機管理監答弁

市より排水ポンプの貸し出しを行っており、市の自主防災組織補助金などを活用して購入しているところもある。

自主防災組織が排水ポンプを保有することにより迅速な水害対応が可能であると考えている。

質疑

排水ポンプによる排水訓練の必要性についての市の考えは。

危機管理監答弁

地域の水害対応において自主防災組織での活動には限界があり、水防団の協力も必要であると考えている。自主防災組織と水防団との連携で対応ができるよう排水訓練が必要であると考えている。

質疑

水防団や自主防災組織からの情報収集と、災害発生時の初動体制の連携の必要性について市の考えは。

危機管理監答弁

災害発生時には市内 13 か所に現地調査班が出動し、被害状況の把握や排水作業などの応急対応をしている。また現地調査班が活動する際には、水防団や自主防災組織からの被害状況の提供や応急対策活動を連携して行うことにより、より効果的な水害対応が実施できるものとする。

山木綾子市議

質疑

市街化調整区域の開発に関して都市計画法の規制緩和の時期はいつか。

都市計画部長答弁

平成 12 年。都市計画法の改正において既存宅地確認制度に代わる新たに設けられた制度。

質疑

都市計画法の規制緩和について市はどのように対応したのか。

都市計画部長答弁

都市計画法の改正を受け、平成 15 年 6 月に都市計画法条例制定検討委員会を発足し、開発審査会・都市計画審議会等への報告を経て、平成 18 年 3 月に公共施設の状況等を踏まえ市街化調整区域内にある休耕地利用をはかるため、川越市開発許可等の基準に関する条例を制定した。平成 23 年 9 月末に終了した。

質疑

都市計画法の規制緩和により川越市ではどの程度開発されたのか。また高階地区の状況は。

都市計画部長答弁

平成 18 年 5 月から平成 23 年 9 月までに申請を受理し、審査後に許可した件数は、合計で 1,411 件・1,707 区画・1,555,486 m²。高階地区の開発許可件数は、合計 10 件・120 区画・32,398 m²。

質疑

災害に対して、どのような体制をとったのか。

危機管理監答弁

10 月 22 日午前 7 時 防災危機管理室の監視を開始。午後 3 時 監視体制を発令。午後 9 時に警戒態勢第一配備を発令。

質疑

避難所の開設状況は、どのようになっていたのか。

危機管理監答弁

累積雨量や今後の雨量予測、河川の水位上昇等を総合判断し、土砂災害警戒区域等に対する避難所として、城南中学校・仙波小学校。水位の上昇が続いている小畔川に対する避難所として、鯨井中学校・名細中学校・川越西中学校・霞ヶ関北小学校。

九十川に対する避難所として南古谷小学校・牛子小学校をそれぞれ開設。計 83 名の避難者を受け入れた。その後、順次、避難所を閉鎖したが、仙波小学校の避難所に関しては、寺尾地区からの避難者を受け入れ 24 日午後 1 時に閉鎖。

質疑

避難判断の流れは、どのようになっていたのか。

危機管理監答弁

避難勧告の発令は、「災害対応部長会議」において河川水位・土砂災害警戒情報・気象情報等を確認し、川越市避難勧告等の判断・伝達マニュアルに基づいて発令している。

質疑

排水対策にかかわる消防への応援要請は、どのようになっていたのか。

危機管理監答弁

排水活動や土嚢搬送の活動のために消防へ応援要請を行う場合があるが、今回については消防が寺尾地区で救助活動中であったため、排水作業の応援要請は実施していない。

質疑

市内全体の被害状況と寺尾地区の被害状況について。

危機管理監答弁

11 月 27 日時点で、床上浸水が市内全域で 245 件。寺尾地域内で 237 件。床下浸水が市内全域で 232 件。寺尾地域内で 186 件。道路に関して、通行止めが市内全域で 34 件。寺尾地域内で 2 件。その他、マンホールの吹き出しやトイレが流れにくいという下水道に関する報告や、公共施設の浸水被害があった。

質疑

江川都市下水路の水門（樋門）を閉めたことで江川都市下水路の水の行き場がなくなることは想定できたことである。なぜ、その時に「災害対策本部」を立ち上げなかったのか。

危機管理監答弁

寺尾地域の内水被害が、ここまで拡大することは予見できなかったために、「災害対策本部」を設置しなかった。

質疑

現地調査班が出動する際に、現地の注意箇所などの情報を持たせているとの説明が地元説明会であった。その寺尾地区の情報とは、どのようなものなのか。

危機管理監答弁

過去に道路冠水やマンホールからの吹上被害があった箇所等、重点的に監視するポイントについての情報。

質疑

荒川上流事務所や関東地方整備局の大型排水ポンプは、いつ要請し、何時から何時まで可動していたのか。

危機管理監答弁

10 月 23 日 17 時頃、国土交通省へ電話で依頼。

ふじみ野市の依頼により対応に来ていた排水ポンプ車について、現地で調整を行い対応した。可動時間は 23 日午後 2 時から 24 日午前 2 時まで。

質疑

新河岸駅から「いなげや（スーパー）」付近まで、直径 2.2m・長さ約 400mの下水路が設置してある。そこに雨水を一時貯留し、新河岸川の水位が下がると不老川にポンプで流すという水路であるが、今回の台風で下水路は機能したのか。

上下水道局長答弁

雨水貯留施設は、新河岸駅西口ロータリーを起点とし大字砂新田 91 番までの内径 2.2m・延長約 420m・貯留量約 1,633 m³の規模で、新河岸駅前通り線の道路の地下に設置してある砂新田雨水処理施設のことである。

施設の目的は、新河岸駅西口周辺の浸水被害の軽減するためのもので、降雨時に雨水を一時的に貯留し排水先の下水道管の水位が低下した時点で、ポンプで貯留雨水を排出する。

今回の台風 21 号による降雨の際には、周辺地域において道路冠水も無く、10 月 22 日から 24 日においては、下水道管の水位状況に応じた断続的なポンプの運転を確認しているため、貯留施設として機能していた。

市議諸氏に向けて発言

都市計画法の規制緩和について質疑した理由として、川越市も法に則り手続きを踏み開発業者に許可を出しているのだが、今回、被災した家屋の多くは高階地区の開発区であった。様々な許可が出ていても、今回のような被害が出てしまう。「どこかに何かやり残したことがあるのではないか」と感じたことで、今議会で改めて質疑した。

ふじみ野市元福岡の住民から聞いた話だが、寺尾調節池の建設が決定したときに寺尾調節池建設によって堤防が築かれ、今まで自然に集まっていた雨水が溢れてしまうということで反対したとのことであった。この住民は旭町にある県土木事務所に行き説明を受けた。

県土木事務所の説明では「江川都市下水路にある樋門は、絶対に閉じることはない」との説明を受けた。また「新河岸川の水位が、江川都市下水路の水位より高くなった時は…」との住民の質問に、県職員は「新河岸川の方が川幅が広く川の流れが速いため、たとえ新河岸川の水位が高くなっても、江川の水を引っ張り込んで流れていくので、江川に逆流することはない」との説明を受けたという。この話の事実関係を調査したが解明するに至らなかった。

江川都市下水路の樋門が閉じれば、溢水することは明白であった。中島雨水ポンプ場で雨水を汲み上げても、出口が塞がれているのであれば雨水が溢れることは、子供でも理解できることである。寺尾地区の説明会でも、このポンプが可動していたかどうかという話に終始していたが、このような説明では住民は納得する訳がない。

被災現場から遠く離れた役所で、何回も「災害対応部長会議」を開いても住民は納得する訳がない。樋門が閉じた段階で、現地調査班・「災害対応部長会議」などと言っていないで、部長の誰かが現地に駆け付けるべきであった。「腰まで水に浸かりながら市の職員が見に来てくれた」

という一つの行為だけで、寺尾地区の住民は納得できる。後に判明したことだが、新河岸川の土手沿いから新河岸川の状況と住宅街の状況を報告している。そのような場所からでは、江川都市下水道や寺尾地区の状況のことなど判らない。現地に誰かが駆け付けなければならない。これは川越市のリーダーと言われる部長の責任ではないのか。部や課の問題ではなく、「災害対応部長会議」を開いていた部長全員の責任である。

質疑

平成 25 年 6 月 21 日厚生労働省内閣府消防庁からの通達によれば、災害時の優先事項は人命救助である。行政が行うべき事項は、罹災証明を発行すること。また罹災証明を発行するための調査をすることが挙げられている。このことをどのように理解し対応してきたのか。

福祉部長答弁

罹災証明は被災された方が適切な支援を受けるため交付するものである。台風 21 号の被害では第 1 次調査には該当しないと判断されたことから、罹災証明の交付には詳細な調査をする必要があり証明書の交付に時間を要すると見込まれたため、損害保険等の請求に一刻も早く対応できるよう、すぐに交付可能な被災証明を交付した。罹災証明については、申請に基づき順次調査し交付しているところである。

質疑

内閣府が作成した災害による住家被害認定基準運用指針に基づく水害の被害調査は、どのように調査したのか。

財政部長答弁

調査は被害状況に応じ第 1 次調査、第 2 次調査のいずれか、または両方を実施した上で被害の程度を「全壊・大規模半壊・半壊・半壊に至らない」のいずれかに認定。

第 2 次調査については、木造・プレハブ戸建ての 1～2 階建てであり、かつ津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突の外力被害がある場合に実施するもので、外観及び浸水深により判定を行うものである。

第 2 次調査については、第 1 次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合、または第 1 次調査の対象に該当しない場合に実施する。

第 2 次調査は外観、傾斜、浸水深及び各部位の損傷程度により判定を行うものである。今回の台風 21 号による被害状況は、概況調査により第 1 次調査に該当しないものと判断したことから、第 2 次調査のみ実施することとなった。

質疑

寺尾調節池が造られるとき、豪雨などで五反田地区の冠水が常習的であった。内水対策はどのように行っていたのか。

建設部長答弁

寺尾調節池は平成 10 年から行われた新河岸川河川激甚災害対策特別緊急事業の一つである。

平成 15 年度に埼玉県が整備した新河岸川の洪水を軽減するための調節池である。寺尾調節池の整備の際に五反田地区の排水をするため、1 秒間に 1.6 m³の排水が可能なポンプ場を設置し内水への対応を行っている。

質疑

台風 21 号の被害で三重県玉城町は、大規模半壊 3 戸、半壊 85 戸、床上 272 戸、床下 282 戸で災害救助法が適用されている。川越市が適用にならない理由は。

危機管理監答弁

災害救助法の適用には住家の被害による判断と、生命身体による被害の判断がある。災害救助法施行令において川越市の被害状況を県に確認をしたが、住家の被害による判断で数値的に適応に至る要件ではなく、生命身体による被害の判断でも適応にまでは至らなかった。

質疑

寺尾地区内で消防局が救助艇を 5 艇出し救助に当たったにも係わらず、災害救助法の申請手続きをしなかった理由は。

危機管理監答弁

災害救助法で多数のものが生命または身体に被害を受け、または受けるおそれが生じており、継続的に救助が必要とされる場合に適応される。川越市の内水での被害状況では、適応に至らないと考え申請手続きを行わなかった。

市議諸氏に向けて発言

平成 25 年 6 月 11 日の厚生労働省内閣府消防庁からの通達、その後の平成 28 年 6 月頃、内閣府消防庁から災害のマニュアル的なものが通達されている。このマニュアルの通り順番に追って行けば、素人でもできる判りやすいマニュアルが出ている。市の答弁からは、この通達を見落とししているのではないかと思われる答弁であった。

市のホームページや寺尾地区の被災された住民の方に罹災証明を発行するという「お知らせ」が出たのが、11 月 21 日。被災後、ほぼ 1 か月経ってからである。

平成 25 年 6 月 11 日の厚生労働省内閣府消防庁からの通達（災害対策基本法の一部改正）より「罹災証明書の交付」には、

『こうした罹災証明書は、現在では、被災者生活再建支援金の支給や住宅の応急修理、義援金の配分等の支援措置の適用の判断材料として幅広く活用され、被災者支援の適切かつ円滑な実施を図る上で極めて重要な役割を果たしているが、市町村によっては、罹災証明書の発行の前提となる住家被害調査の実施体制が十分でなかったことから、東日本大震災に際しては、罹災証明書の交付に長期間を要し、結果として被災者支援の実施そのものに遅れが生じた事例も少なくなかったところである。

今般の法改正は、こうした経緯を踏まえ、罹災証明書を遅滞なく交付することを市町村長の義務として本法に位置付けるとともに、これを実効あるものとするため、住家被害の調査に従事する職員の育成や他の地方公共団体等との連携確保など罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保に平常時から努めることを、市町村長の義務としたものである。（災害対策基本法第 90 条の

2 関係)』と細かく謳っているが、今回の川越市の対応は被災後 2 週間経っても罹災証明を発行する告示がない。またそのための調査もされていない。

これは市民に対する行政の「不作為」であると外部から指摘を受けた。

市の職員は一所懸命やってくれているとは思いますが、本当に被災者に寄り添うのであれば、「**まだ他に何か使える支援策はないだろうか**」という観点で仕事をすれば、まだいくらでも支援策は出てくるのではないかと考える。消防局の救助艇が出た時に、県に「**救助艇を出して住民を救出中**」と連絡していれば、災害救助法が適応されたのではないかと考える。

質疑

今回の台風の際、寺尾調節池の水位は 7 割くらいであったのに、なぜ寺尾地区は浸水してしまったのかと多くの住民の疑問であった。ポンプで寺尾調節池に排水している人が多くいた。そこで寺尾調節池に江川都市下水路の雨水をポンプで排水するために、遊水池のような機能を持たせることはできるか。

建設部長答弁

埼玉県と川越市で連携し、河川・下水道の整備をより効果的に実施するために、11 月 22 日に河川下水道事業調整協議会を設置した。この協議会で検討していきたい。

質疑

水害サミットの中に 11 項目にわたって、災害時にトップがなすべきことが記入されている。

今回の災害で市長の立場として何が出来て、何が出来なかったか。

市長答弁

災害時にトップがなすべきことの項目の中に、「**住民の苦しみや悲しみを理解し、トップはよく理解していることを伝えること**」とあるが、被災された方々との直接の情報交換が遅れてしまったことが反省すべき点であると考えている。

質疑

市長は川越市の市長であると同時に川越地区消防組合の管理者でもある。今回、両組織からの報告が遅れていた状態である。「**報告**」「**連絡**」「**相談**」を密にと考えるが、市長の考えを。

市長答弁

職員の「**報告**」「**連絡**」「**相談**」、いわゆる「**ハウレンソウ**」については、業務を適切に遂行する上で最も基本的な事項であると考えている。災害発生時においては、その後の災害対応を迅速に進めるために災害情報の収集・伝達・共有が、何より重要であると認識している。

今回の災害対応を踏まえ、改めて職員に対し「**報告**」「**連絡**」「**相談**」の重要性を認識・徹底させるとともに、災害発生時における情報共有の体制強化を図っていきたいと考えている。

今野英子市議

質疑

江川都市下水路の樋門が閉じたことによる影響を市はどのように認識しているのか。

建設部長答弁

台風 21 号により新河岸川の水位が上昇し住宅地側への逆流を防止するため樋門が閉門したことにより、市街地の浸水被害を抑制するものと認識していた。

しかし新河岸川の水位が高い状態が長く続いたことから樋門を開けることができず内水による浸水が発生したと考えている。樋門を閉めた時間が長時間に及ぶこと、これによりこれほど内水が上昇することは認識していなかった。

質疑

江川都市下水路の防災マニュアルはあるのか。

建設部長答弁

防災マニュアルはないが、年 1 回、業者による施設点検を職員立ち合いのもとで実施するとともに、出水期である 6 月から 10 月の 5 ヶ月間には、職員による動作点検を実施している。

このような機会を加え防災時の対応について、具体的な確認作業を行っている。

質疑

10 月 22 日は選挙の投開票日であったが、災害体制の影響について。

建設部長答弁

台風 21 号は衆議院選挙と重なり、選挙事務への職員の動員はあったが、部内での応援体制により災害体制には特に影響はなかったと考えている。

危機管理監答弁

台風の進路予測など選挙の日程と重なることが想定されたことから、台風対応を行う職員を事前に確保し体制を整備することができたので影響はなかったと認識している。

質疑

台風などの大雨の際の事前準備はどのようなことを行っているのか。

また台風 21 号の時はどのような準備を行ったのか。

建設部長答弁

台風などによる大雨に関する気象予報が発表された場合、施設が適切に運用されるよう改めて現地での事前確認作業を行っている。

具体的には、樋管・樋門・排水ポンプ施設ごとに電気施設の通電確認やポンプの動作点検等を行っている。また地元の自治会に施設の調査や水位観測をお願いしている樋管については、操作する方への事前の待機依頼をお願いするとともに水利組合等の堰管理者に対し、点検して水防活動にあたる旨の協力依頼なども行っている。

今回の台風 21 号についても同様の事前対応を行っている。

質疑

「災害対応部長会議」の主催者等、今後の運営に関する市の考えについて。

危機管理監答弁

「災害対応部長会議」の主催が危機管理監から副市長が主催となる。副市長が主催となることで指示・命令系統が明確になる。現在、台風 21 号に対する初動対応内部検証会議を行っているところであり、その結果を踏まえ今後検討していきたい。

質疑

樋門の閉鎖を把握していれば避難勧告等を発令したのか。

危機管理監答弁

樋門が閉鎖された時点で、周辺から集まってくる雨水が寺尾地域から排水されなくなるということ把握していれば、避難勧告等もしくは夜間に冠水している道路を避難するという危険性も考慮し、屋内安全確保などの注意喚起ができたと考えている。

質疑

被害認定を行う場合の調査体制について。

財政部長答弁

被害認定調査については現在、資産税課家屋担当で対応している。しかし今後、調査件数の増加が見込まれることから、庁内において資産税課家屋担当の在籍経験を有する職員、及び建築職の職員を中心とした各部の職員による応援体制を整え、罹災証明の申請件数に応じて2人一組の調査班を編成できるよう準備を進めている。なお調査に当たり必要な国家資格等はない。

質疑

全ての被災市民のための支援制度や市独自の支援制度について市の考えは。

市長答弁

災害の規模や被害の程度により国や県の支援を受けられない状況があるので、既に独自制度を設けている他自治体の先進事例を参考とし今後、調査・研究していきたいと考えている。

質疑

市長の答弁を聞いていると、被災者に寄り添う姿勢が見受けられない。今後も「災害対策本部」が設置されないときは庁舎に駆け付けず、また陣頭指揮を執ることがないのか。

市長答弁

今後は災害時、首長が取るべき行動に書かれていることを踏まえつつ、具体的行動次第で行動を決めたいと考えている。

質疑

台風21号による江川都市下水路の監視体制について市の考えは。

建設部長答弁

江川都市下水路の樋門が閉まった際、河川及び排水ポンプ施設の現場巡視をしていた職員が、迅速に現場に向かい、江川都市下水路の樋門における新河岸川の水位及び住宅側の水位の状況を確認している。樋門を閉門している間は、新河岸川の水位状況を確認しながら職員による河川及び排水ポンプの現場巡視と合わせて江川都市下水路の水位状況を確認していた。

今後、同規模の台風があった時の監視体制については、現在の事前準備に加え樋門や水位の状況を確認できるシステムの導入について検討するとともに、改めて職員による監視体制を迅速かつ確実にできるよう努めていきたいと考えている。

質疑

今回江川都市下水路の樋門の閉まった報告が、関係部署に情報伝達されなかったことについて、どのように考えているのか。

建設部長答弁

樋門の閉鎖の状況については、樋門が閉じた報告を送る前に、職員が現地にて新河岸川の水位が市街地側の水位より高いことを確認した時点で、関係部署への連絡を行っていたものと考えている。また江川の樋門の情報の報告に対しては、他の多くのポンプや樋門の情報の一つとして報告があった状況であった。

そうしたことから他の施設同様に適正に運用されているものと認識していた。こうした状況から、当日の多くの情報が混乱する中で、この連絡について重要性が認識されず認識が不十分であったため、情報が十分に伝わっていなかったと認識している。

今後は十分に検証した上で対応できるよう見直し、対応していきたいと考えている。

質疑

避難の情報が、なぜ寺尾地区に発令されなかったのか。

危機管理監答弁

現地の情報が伝わるうちに、これほどまでに内水が増えることが予見できなかった。今後は状況に応じた避難情報の発令をしていきたいと考えている。

質疑

選挙があったことによって市長の行動、今回の災害対応について、全く影響がなかったと今も考えているのか。

市長答弁

選挙の影響について、私自身の行動に関しては、影響はないと考えている。また災害対応については、危機管理監・建設部長が答弁した通り、大きな影響はなかったと認識している。

質疑

建設部長は「災害対応部長会議」へ樋門を閉じたことの情報提供ができなかった責任はどのように考えているのか。

建設部長答弁

樋門の情報が他の多くの情報の中で重要性をもって十分に伝わっていなかったことは、大変反省すべき点。この点について今後、こういった状況を検証し十分対応できるような体制を取っていきたい。

近藤芳宏市議

質疑

防災対策全体について、日常的に協議できる体制づくりが必要と考えるが、市の考えは。

栗原副市長答弁

災害対応は事前の備えが不可欠であり、平常時から市内で防災体制全般について協議し、いざという時の対応を確認することが重要であると考えている。

今回の台風 21 号の対応や災害対策全般について検証を行い、この結果をもとにどのような協議体制が必要か検討していきたいと考える。

質疑

災害復旧に携わる管工事業や建設業など、現場を知っている方と協議していく場が必要であると考えているが、市の考えは。

栗原副市長答弁

災害は大規模になればなるほど、市だけの対応には限界があるとともに、災害時に民間事業者の方の協力を適切に誘うためにも、平常時からいざという時の対応について協議することが重要であると考えている。現在、災害復旧に携わる建設業者の方とは、市政懇談会で意見を頂き災害に即応した体制作りを構築するため協議を進めている。今後も災害復旧に携わる事業者の方から多くの意見を頂き、災害対策に反映させられるよう協議の在り方や協議方法について検討していきたいと考えている。

質疑

地域防災計画の見直しと各部が主体的に行動できる基本構造マニュアル作成について、市の考えは。

危機管理監答弁

地域防災計画については、これまで国や県の上位計画や関係法令の改正、実際の災害事例の教訓等を踏まえ見直しを行っている。最近では平成 23 年の東日本大震災を受け、平成 24 年度、平成 26 年度にそれぞれ見直しを図っている。

今回は従来のような上位計画の改定等を踏まえたものではなく、台風 21 号への対応や災害対策を整理した上で地域防災計画の見直しを図っていく必要があると考える。また初動対応時に迅速かつ的確に災害対応するためには、地域防災計画に基づいて具体的な活動内容を定めた行動マニュアルが必要である。今後、内閣府の市町村のための水害対応の手引きなども参考にし、各部が主体的に活動できるよう、その作成について検討していきたいと考える。

質疑

地区防災計画についての市の考えは。

危機管理監答弁

川越市地域防災計画において、市内の一定の地区内の地域住民及び事業所を有する事業者は、共同して地区防災計画を策定し、自助・共助による地域の自発的な防災活動の促進や地域防災力の向上を図ることとしている。

現在、市内では地区防災計画を策定している地区はないが、策定に当たっては防災に関連する情報の提供や計画策定段階での助言などを支援していきたいと考える。

質疑

今後の災害対応に関する市の取り組みは。

市長答弁

今後、台風 21 号への対応と同様のことが二度と起きないように、また平常時から災害に備えた対応ができるよう適切に情報を収集・伝達し対応できる組織体制の見直しや関係部署からの連携など防災危機管理体制の整備について取り組んでいく。またハード面の整備とともに市民や地域の方々による自助・共助の取り組みを推進し、今後の防災減災に努めていきたいと考える。

質疑

雨水ポンプ場や雨水貯留施設の整備はどのようになっているのか。

上下水道局長答弁

これまで整備したポンプ場は5か所。そのうち2か所は計画通り整備しており、残り3か所は合流先の条件が整っていないため、暫定の排水能力で整備している。

また、これまでに整備した雨水貯留施設は19施設。その総貯留量は61,175 m³。

質疑

今後の公共下水道の雨水整備計画はどのようになっているのか。

上下水道局長答弁

以前に比べ気象も大きく変化し近年の局地化・集中化する降雨によって都市型の浸水が多発している。そのため今後の雨水整備事業に関して、実施すべき区域の明確化や対策目標の設定・事業の重点化・効率化を図るために、現在雨水管理総合計画の策定に着手しており、計画的・効率的で実効性のある事業実施の検討を進めているところ。

この結果に則って事業を進めるには、多額の費用が必要であると認識しているところである。

質疑

宅地内における雨水排水対策はどのようになっているのか。

上下水道局長答弁

公共下水道の雨水排水区域内で500 m²以上1ha未満については、開発行為を予定している事業者に対して、宅地内の雨水浸透貯留施設の設置をお願いしている。また市内の個人を対象に雨水対策施設設置補助金制度を活用し、宅地内に降った雨を地中に浸透させる雨水浸透樹の設置や、雨水を貯留し再利用を図る小型雨水貯留槽の設置をしてもらっている。

建設部長答弁

河川への雨水流出を抑制することを目的とし、開発規模に応じて開発行為等を計画している事業者に対し雨水処理施設の設置をお願いしている。

質疑

道路の雨水対策はどのようになっているのか。

建設部長答弁

基本的には道路に降った雨を側溝等に排水することを原則としており、排水先の選定、側溝の勾配や断面など現場の状況に合わせて計画している。また排水先となる下水道等の負荷を軽減するため浸透式の側溝等を使用している。

道路の勾配が地形により排水先が確保できない場合は、雨水吸い込み槽や調整池を整備するなどして地下に雨水を浸透させる等、施設により雨水対策を行っている。

その他、雨水が溜まって道路冠水しやすいアンダーパス等の低い箇所については、ポンプ等により雨水を排水する対策を行っている。

質疑

近年の局地化・集中化による大雨による浸水被害の対策は。

上下水道局長

対策として現在、雨水管理総合計画を策定しているところだが、今般の台風 21 号による浸水被害を鑑みると効率的かつ効果的な浸水対策の実施が喫緊の課題と捉えている。

質疑

今後の基盤整備と雨水対策について、財政問題を考えたうえで、予算編成を考えなければいけないのか、市長の考えを。

市長答弁

安全で安心して暮らせる災害に強い街づくりを通じて市民の生命・身体・財産を災害から守っていくことが必要であると認識している。今回の市内各地で発生している浸水被害を受けて、基盤整備や雨水対策の重要性を再認識させられた。厳しい財政状況の続く中、様々な行政課題への対応が求められているが、今一度川越市にとって必要な施策を見直した上で、市民の安心・安全のための基盤整備と雨水対策について効果的な予算配分に努めていきたいと考えている。

矢部節市議

質疑

「災害対応部長会議」において「災害対策本部」設置に関する意見は出なかったのか。

危機管理監答弁

出なかった。

質疑

寺尾地区の場合、より近い地域防災拠点の高階市民センターや高階南公民館を避難所にせず、仙波小学校や城南中学校という距離の離れた場所を指定したのは、なぜなのか。

危機管理監答弁

高階地内には避難情報を発令していなかったもので、周辺の小中学校を含め避難所開設を行っていなかった。

また消防の救助者の受け入れがあったが、救助者を直ぐに受け入れる必要があったこと、寺尾小学校・寺尾中学校が浸水被害を受けていたことを踏まえ、既に避難所として開設していた仙波小学校で対応することにした。

質疑

高齢者や障害者のために、より近くに避難所を設けることについての市の考えは。

危機管理監答弁

高齢者や障害者のことを考え、より近くに避難所を設けることは必要であるとする。今後、公共施設等を中心に安全性や利便性を確保できる施設があるか検討していきたい。

質疑

避難所を開設する体制は。

危機管理監答弁

避難所を開設する可能性が出た時点で、事前に学校管理者へ連絡を入れ、必要となった際に避難所を即座に開設できるよう、管理者等が学校に待機する体制をとっている。また学校の管理者等による対応が難しい場合であっても、避難所の鍵は市が管理しているので、市の職員が避難所を開設できる体制になっている。

質疑

下水道事業における雨水対策についての市の考えは。

上下水道局長

公共下水道における市街地に雨水対策については、新たに計画を部分的に見直す場合は、降雨量も見るが、これまでは時間雨量 50 ミリ程度の降雨に対する基準で雨水幹線や雨水貯留施設の整備に努めている。

市街地の拡大を伴う市街地の浸透域が減少し、保水機能や遊水機能が低下していることから、豪雨や降雨が短時間で大量に流れだすこととなり、下水道や河川への負担が以前より増している状況である。

また地球温暖化やヒートアイランド現象などの影響により、近年多発している突発的集中豪雨への対応が求められていることから、浸水対策が必要な区域の明確化、重点化及び効率化を図るため、現在、雨水管理総合計画を策定しており、現在の整備水準を超える降雨に対応した浸水軽減対策を検討しているところである。

雨水対策施設の整備には多額の費用と長い年月が必要となるので、国の補助金などを最大限に活用するとともに、浸水被害の規模やその発生頻度を考慮して、迅速で効率的な事業執行が図れるよう不足する貯水機能を補うための総合的雨水対策に取り組んでいきたいと考えている。